

## 【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について】

### (一問目)

令和3年度豊中市一般会計補正予算第16号のうち、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について伺います。給付対象者は、基準日（令和3年12月10日）において、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、先の対象世帯と同様の事情にあると認められる世帯のことですが、新型コロナウイルス感染症の影響か否かの判断はどのように行われるのでしょうか。また、住民税非課税世帯と同様の事情とは、どのような事情なのか、国からはどのように示されているのか、教えて下さい。

### <答弁>

家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の影響か否かにつきましては、現在の国の説明資料によりますと、「影響とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置との間に何らかの因果関係を有すること」とのみ記載されています。具体的な例示がないため、国に確認しております。確認方法としましては、申請書に「コロナの影響により収入減」の確認欄を設け、チェックをする方法が示されています。

また、家計急変世帯の住民税非課税世帯と同様の事情とは、令和3年1月以降に急変した任意の1か月の収入に12か月をかけた年収から給与所得控除額等を減額した所得、または、令和3年分の源泉徴収票等の所得が住民税非課税水準以下であることが、現時点の要件となっております。

### (二問目)

家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の影響か否かの確認については、申請書の確認欄にチェックをしてもらうことですが、そのことを証明するために具体的にどのような書類等を提出するかなど明確ではなく、判断のしようがないケースが生じるよう思います。また、家計急変世帯の住民税非課税世帯と同様の事情についても、自営業の方や会社を離職された方などで、証明できるものを持ち合わせていない方が申請された場合の判断も非常に困難だと思います。一方で、感染拡大防止のための協力金を国や府から受給した飲食店の中には、コロナ前の売り上げ以上の協力金を得たケースも少なからずあったかと思いますが、そういった方が、申請してきた場合、どのように判断されるのかも今のところ不明確のように感じます。

給付時期が、来年の2月上旬を目途に順次振込を予定されているようですが、子育て世帯への臨時特別給付金と比べると、かなり給付までに日数を要します。その理由と、給付までに想定されている作業等のスケジュールを教えて下さい。

### <答弁>

本給付金は、児童手当の支給の仕組みを利用する子育て世帯への臨時特別給付金とは、作業スケジュールが異なります。補正予算議決後、システム開発委託や事務委託の契約を締結し、年末年始をはさみ、来年1月中旬までに本給付金のシステム整備及び対象者の

抽出作業、案内通知の準備、点検などを行います。1月下旬には住民税非課税世帯に書類を発送する予定で、対象者から返送された書類の確認や給付事務を考え、給付時期については、2月上旬になるものと考えております。本給付金の実施は、様々な困難に直面した方々への生活・暮らしの支援であることから、出来る限り早く振り込めるよう努めてまいります。

## 【子育て世帯への臨時特別給付金について】

### (一問目)

令和3年度豊中市一般会計補正予算第16号のうち、子育て世帯への臨時特別給付金について伺います。支給対象者の基準日が令和3年9月30日となっていますが、10月1日以後に離別し、ひとり親世帯になった方で、9月には元配偶者に児童手当が出ていた世帯は、給付金は元配偶者に支給されるのでしょうか。ひとり親世帯になった親が給付金を受け取ることは出来ないのでしょうか。明石市では、9月以降に離婚した夫婦に関して、実際に子育てしている側に10万円を給付することを決めたと報道がありました。具体的には、中学生以下の子どもがいて9月以降に離婚した場合、双方に案内文書を発送し、給付日時点でどちらが養育しているかを確認し、実際に育てている側に給付するそうです。また、9月以降に児童手当の振込先口座の変更届けをされたひとり親世帯にも、10万円を給付することです。本市でも同様の対応をすることで、市が、給付方法が課題と認識されている世帯や子どもたちの生活の支えや助けにつながると思いますので、同様の手法や創意、工夫を検討するべきだと思います。

一方、11月29日の本会議に提案された際には、対象児童1人あたり5万円を現金給付し、来春に5万円分のクーポン券を給付する予定のことでした。今回、11月29日の議決分と合わせて、対象児童1人あたり10万円を現金で一括給付することにした理由を教えて下さい。

5万円分のクーポン券の給付を、現金での給付に変更したこと、この給付金事業の目的から経済対策は無くなったと考えますが、今回の給付金の目的をどのように考えておられるか、合わせて、市の見解をお聞かせ下さい。本市では、今年度、とよなかっ子応援特別給付金を支給しましたが、とよなかっ子応援特別給付金と今回の臨時特別給付金の目的はほぼ同じと考えます。そこで伺いますが、とよなかっ子応援特別給付金は、所得制限を設けず、18歳以下の児童1人あたり1万円を支給されましたが、所得制限を設けなかった理由を教えて下さい。一方で、今回の国の臨時特別給付金は、所得制限が設けられていますが、そのことについて市の見解をお聞かせ下さい。国は、財源措置はしないものの、政府が設けている所得制限を自治体の判断で撤廃することを容認しています。極めて、無責任な話だと思いますが、国が親の所得で子どもを区別するのであれば、所得制限を設けずに、とよなかっ子応援特別給付金を支給した本市として、市独自で所得制限を撤廃して、支給することは考えられないか、見解をお聞かせ下さい。また、参考までに、国の臨時特別給付金を、市独自で所得制限を設けずに支給する場合、およそ何世帯、何人の子どもが対象となり、どれくらいの財源が必要と見込まれるか、教えて下さい。

### <答弁>

支給基準日以降に離婚された子育て世帯への給付につきましては、当給付金の支給要件が児童手当制度に準ずるため、支給基準日時点で生計中心者である保護者に給付します。

婚姻時に生計中心者でなかった親が離婚後に子どもを養育される場合は、給付対象外となります。生計中心者でなかった親にも給付した場合は二重払いとなるため、このような

世帯への給付方法が課題であると認識しております。なお、同ケースの世帯数は把握しておりません。

10万円を現金で一括給付する理由は、市民からの電話やメール、市民の声など、市民ニーズを踏まえ決定したものでございます。

当給付金の目的は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取り組みの一つとして、臨時・特別の一時金を支給するもので、全国統一基準での制度であるため本市もこの制度設計に基づいて対応する予定でございます。

とよなかっ子応援特別給付金は、コロナ禍により各種行事の中止や外出自粛など不自由な生活を余儀なくされている子どもたちを応援するための給付金で、子どもたちは親の所得に関係なくコロナ禍の影響を受けていることから所得制限を設定しなかったものでございます。一方、当給付金につきましては、同様の趣旨でございますが、国において、限りある財源から生活困窮の度合いが高い世帯へ優先順位を付けて支給することとしたため、一定以上の所得水準の世帯へは支給しないという判断に至ったものと考えられます。

当給付金の所得制限を撤廃した場合、約6200世帯で10500人の子どもが新たに対象となり、その経費は扶助費のみで約10億5000万円必要であり、本市におきましては、「とよなかっ子応援特別給付金」を令和3年7月に支給したところであり実施する予定はございません。

## (二問目)

今回の国の「子育て世帯への臨時特別給付金」と、市が今年度実施した「とよなかっ子応援特別給付金」は、同様の趣旨との認識を示されました。そのとよなかっ子応援特別給付金は、ご答弁にあったように、子どもたちは親の所得に関係なくコロナ禍の影響を受けているとのお考えから所得制限を設定しなかった訳です。

もちろん、本来は国の事業であり、所得制限の撤廃を容認するのであれば、自治体任せにするのではなく、国が所得制限を撤廃し、必要な財源は国が負担する形で、全国どこの自治体、地域に住んでいても、全ての子どもたちに等しく給付されることが望ましいと思います。とは言っても、国がすべきだからと言って、本市もしなければ、支給対象外となる世帯の子どもたちや保護者、養育者の孤立感、疎外感、虚無感は全く解消されません。寧ろ、子どもたちや子育て世帯の間に大きな溝や不公平感を生み出し、少子化を助長する可能性のある今回の国の給付金に対して、さらに、所得制限を撤廃しない自治体が多い中で、中核市であり、対象世帯や対象となる子どもの数も比較的多く、財政負担も10億円を超える本市が所得制限を撤廃し、「親の所得で子どもを区別しないまち」や「子どもを誰一人取り残さないまち」を市内外に印象づけるチャンスにしてはどうかと考えます。新たな子育て世帯の流入につながるかも知れませんし、所得制限で孤立感や疎外感を抱いている全国の子育て世帯から、ふるさと納税などで本市に応援や支援が集まるかもしれません。子育て世帯への市の歳出が偏ることを懸念されているかも知れませんが、所得制限の撤廃は国の事業の欠陥で生じる子どもたちや子育て世帯の疎外感、不公平感などの課題を、本市の理念である「誰一人取り残さない」を基に

解消するためのものであり、市民納税者にも十分に説明が出来ると思います。

あとは、「子どもたちは親の所得に関係なくコロナ禍の影響を受けている」という本市としての考えを貫き、所得制限を撤廃し、そのお考えを実行に移すことが出来るのは、市長しかいないと思います。以上のことも踏まえて、本市として所得制限を撤廃することについて、市長の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

子どもたちを支援し、未来を拓くという観点で子育て世帯を支援する目的であるならば、昨年支給した特別定額給付金と同様に、国の責務として、所得制限を設けることなく、一律・公平に支給する制度設計が望ましいと考えております。

本制度が対象としない世帯への支給も検討しましたが、市独自の財源で行う事業は、単に国制度を補完するのではなく、私としては市議会でのご議論も踏まえながら、就学援助等、より困窮度合いの高い世帯への支援の拡充を行ってまいりたいと考えております。

## 【工事請負契約の締結について】

### (一問目)

工事請負契約の締結について伺います。今回、6園の公立こども園の建替え工事の設計施工を一括で発注するに至った経緯と理由を教えて下さい。これまでにも同様の、同規模の発注を行ったことはあるのでしょうか。優先交渉権者は、5事業者からなる共同企業体ですが、発注前から、このような多数の事業者からなる共同企業体での応募を想定されていたのでしょうか。結果的に、応募団体は1団体だったとのことですが、何団体くらいの応募を想定、期待されていたのでしょうか。このような一括発注をすると、応募団体が少なく、競争性がはたらかなくなるとは考えなかったのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

6園一括発注に至った経緯・理由についてでございます。1点目として、設計施工一括発注いわゆるデザインビルト方式を採用することで、令和3年度中に工事分まで契約ができることとなり、それによって公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能となることがございます。本地方債は、公共施設を集約化する本案件のような事業において、充当率90%、元利償還金の50%が地方交付税措置される地方債でございますが、期限付きの制度で、現時点の国のアナウンスでは、今年度内の契約案件まで適用が認められることとなっております。公立こども園整備は市の単独事業の扱いでございますが、本地方債が活用出来れば、費用の45%相当について、国の財源措置があることとなります。

2点目として、令和2年度に実施した2園でのデザインビルトでは事業規模が小さかったことがございます。

これらのことから、事業規模を6園に拡大すると共に市内業者育成の観点から、市内業者3者以上含んだ共同企業体とすることとしたものでございます。

次に、これまでに同様、同規模での設計施工一括発注を行ったことはございません。

次に、5者の共同企業体につきましては、市内業者3者以上を含む共同企業体を発注条件としていることから想定していた内容でございます。応募団体数につきましては、複数団体の応募を想定しておりました。

次に、応募団体には、応募者数など応募条件について選定期間中は公表していないことから、本案件において競争性は確保できているものと考えております。

### (二問目)

採点結果を見ると、200点満点中119点と6割も満たしていません。選定理由には、「特に技術提案において、木造・木質化における技術力が活かされており、多様な保育にも対応できる保育施設の考え方や近隣公園等の施設との連携に係る提案が高く評価された」と記載がありますが、技術提案の点数も150点満点中92点と、6割程度でしかありません。これらの結果をどのように評価、分析されているのでしょうか。競争性がはたらかなかったことから、技術面でも価格面でも今回の複数施設の設計施工の一括発注は、メリットがあまりなかったように感じますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

採点結果の評価分析でございます。119点という結果の理由については、次のことが言えると考えております。

①要求水準書で改修としている3園について、全面建替とする提案の場合、1園につき5点で15点分の配点があること。逆に言えば、要求水準通りの提案の場合、この15点が得られないという配点基準としておりました。

②過去3年以内の業務停止など処分歴によりマイナス点があったこと。これは、全国展開している代表企業において、リニア中央新幹線工事入札に係る独占禁止法違反があつたことによるものです。

③国産材に木造・木質化を条件としておりましたが、この間の資材高騰などの影響から見積価格が業務限度額に近く価格評価点が低かったこと。価格点の配点は25点でございます。これらによる点数のマイナスを差し引いて考慮致しますと、技術的な提案内容については、選定委員から高く評価されたものと考えております。

次に、一括発注のメリットでございますが、

①先程、申し上げました通り、大きな財源的メリットがあること。

②市内業者が3者含まれ、受注機会が確保できたこと。

④木造の耐火建築物等を条件としており、その実績のある事業者が応募されたことにより、市内業者の技術的な育成が図られること。

等、メリットがあつたものと考えております。